

事 務 連 絡
平成18年9月27日

都道府県観光担当部長殿

国土交通省総合政策局観光資源課長

地域限定通訳案内士試験導入に伴う外客来訪促進計画の変更について

地域限定通訳案内士試験を導入に伴う外客来訪促進計画の変更を行う場合は、以下の手順により手続きを行われたい。

1. 外客来訪促進計画に記載すべき事項

外客来訪促進計画には、必ず以下の事項を記載するものとする。

- ・地域限定通訳案内士試験を行う都道府県名
- ・実施する試験の言語の種類

2. 外客来訪促進計画変更申請に添付すべき書類

以下の同意基準を満たしていることを示す資料

都道府県内の外客来訪促進地域を訪れる外国人観光旅客の国籍ごとの数を勘案して、当該都道府県内において活動している通訳案内士の数が現に不足している、又は近い将来に不足すると見込まれる外国語についての地域限定通訳案内士試験が行われるものであること。

(例)・現在の当該地域を訪れる外国人観光旅客の国籍ごとの数

- ・現在当該地域において活動している通訳案内士の数
- ・今後の当該地域を訪れると予想される外国人観光旅客の国籍ごとの数
- ・今後必要と予想される通訳案内士等の数

または、上記データを使用し、当該都道府県内において活動している通訳案内士の数が現に不足している、又は近い将来に不足すると見込まれることを説明した資料。

当該都道府県知事により最初に行われる地域限定通訳案内士試験の実施計画の案が地域限定通訳案内士試験実施基準（平成18年国土交通省告示第737号）に基づき適切に策定されており、かつ、当分の間、

当該地域限定通訳案内士試験が継続して行われることが見込まれること。

(例)・初年度の地域限定通訳案内士試験の実施計画(作成例別添)

・初年度以降の地域限定通訳案内士試験実施概要

外国語の筆記試験については、通訳案内士試験と同一の出題とし、国土交通大臣(独立行政法人国際観光振興機構(以下「機構」という。))が試験事務を行う場合にあっては、機構)との間において、通訳案内士試験と同一の試験委員を選任することのほか費用の負担割合等に関して合意がなされていること。

(例)・通訳案内士試験と同一の試験委員を選任すること、費用の負担等の合意がなされたことを示す資料

当該都道府県の区域に係る地理等筆記試験に関する資料等が指定されていること。

(例)・当該指定資料又は当該指定資料名のリスト

当該都道府県知事その他の者により、通訳案内士及び地域限定通訳案内士に対する研修の実施、外国人観光旅客のニーズに適合した通訳案内士及び地域限定通訳案内士を紹介するための仕組みの整備、地域限定通訳案内士の団体の形成に向けた支援その他の通訳案内士及び地域限定通訳案内士の育成のための措置が講じられることが見込まれること。

(例)・上記措置の実施(計画)概要

3. 申請

通訳案内士試験の公示(5月下旬ごろ)の少なくとも1ヶ月前までに、総合政策局観光地域振興課に外客来訪促進計画変更の申請を行うこととする。外客来訪促進計画を国土交通大臣が同意することをもって、地域限定通訳案内士試験の実施が認められることとなる。